

青森県立美術館白灯油供給単価契約
(令和2年度分)

一般競争入札 入札説明書

令和2年2月14日

青森県立美術館経営管理課

青森県立美術館白灯油供給単価契約に係る一般競争入札の公告（令和２年２月１４日付け）に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

青森県立美術館副館長

2 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

（１）物品の名称、規格及び購入予定数量

白灯油（日本産業規格 K 2 2 0 3 １号） 3 5 5 , 2 0 0 リットル

（２）納入期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで

（３）納入場所

青森県立美術館（青森県青森市安田字近野１８５）

3 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、徴しない。

5 入札に参加する者に必要な資格

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項に規定する者に該当しない者であること。

（２）平成２９年７月３日青森県告示第４９９号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成３０年２月１３日青森県告示第９５号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成３１年２月１２日青森県告示第６８号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により物品の買入に係る契約についてＡの等級に格付けされた者であること。

- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）に基づく石油販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- (6) 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

6 入札に参加する者に必要な資格を有することを証明する書類の提出

- (1) 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、5に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。
- (2) 提出時期等

ア 入札への参加を希望する者は、申請書（様式1）に次の①から④までに掲げる証明書等を添えて、入札書の提出期限の営業日14日前までに青森県立美術館副館長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- ① 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 1部

※一度提出すれば、再度の提出は不要とする。

- ② 石油販売業届出書の写し 1部

※一度提出すれば、再度の提出は不要とする。

- ③ 当該白灯油に係る石油精製業者（元売業者を含む。）の出荷証明書（供給保証書、供給証明書等）及び試験成績分析表 1部

※複数月での証明も可能とする。その際、該当期間中において、一度提出すれば、再度の提出は不要とする。

④ 当該白灯油を納入できることを証明する書類（納入可能証明書等） 1 部

※複数月での証明も可能とする。その際、該当期間中において、一度提出すれば、再度の提出は不要とする。

イ アの審査結果については、申請者に対して書面により通知する。

7 入札書の記載方法

(1) 記載要領

入札書（様式 2）には、入札年月日及び入札金額を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、併せて、代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者名）を記名及び押印しなければならない。

(2) 入札金額

1 リットル当たりの単価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、小数点第三位未満を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、税法その他の法令等の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降における変動後の税率により計算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、改正以降における変動後の税率により計算した金額を入札書に記載すること。

なお、この取扱は、2 の（2）に記載する納入期間内に消費税等の率に変更がある月度にかかる入札以降に適用するものとする。

8 入札書の提出方法等

(1) 直接に入札書を提出する場合は、封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（青森県立美術館白灯油供給単価契約）、入札書の提出期限、契約を担当する課名（青

森県立美術館経営管理課）及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者名）を表記するものとする。

（２）郵便により入札書を提出する場合は、二重封筒による書留郵便とし、中封筒には入札書を入れて封印の上、前号と同様の内容を表記することとし、表封筒には「青森県立美術館白灯油供給単価契約入札書在中」と朱書の上、青森県立美術館副館長あて親展で入札書の提出期限までに到達しなければならない。

（３）電話、電報、ファクシミリ又は電子メールによる入札は、認めない。

（４）入札者が代理人により入札する場合は、入札書の提出期限までに青森県立美術館副館長あて委任状（様式３）を提出しなければならない。

９ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒０３８－００２１ 青森県青森市安田字近野１８５

青森県立美術館 ２階 大会議室

青森県立美術館経営管理課

電話：０１７－７８３－５２４０

１０ 入札書の提出期限、開札の場所及び日時

令和２年３月２７日（金） 午前１１時００分

青森市安田字近野１８５ 青森県立美術館 ２階 大会議室

１１ 開札に立ち会う者に関する事項

（１）開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員（以下「立会い職員」という。）を立ち合わせて行う。

（２）開札場には、入札者又はその代理人、契約担当者等並びに立会い職員以外の者は入場することはできない。

（３）入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、契約担当者等の求めに応じ、身分証明書等を提示しなければならない。

（４）入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。また、契約担当者等が特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、

開札場を退場することはできない。

1 2 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行なわれたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

1 3 落札者の決定の方法

- (1) 買入れする物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であって、青森県財務規則第137条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、立会い職員にくじを引かせる。

1 4 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合においてすべての入札者又はその代理人がいないときは、入札の日時及び場所を速やかに定めて、再度の入札を行う。
- (2) 再度入札は、1回を限度として行う。ただし、無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。
- (3) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときは、随意契約の方法により契約を締結する。

1 5 落札者の決定に関する通知

青森県財務規則第141条第2項及び第150条の9の規定に基づき行う。

16 契約書の取り交わしの時期

令和2年4月1日（水）

17 検査

契約書に定めるところにより行う。

18 契約代金の支払方法

契約書に定めるところにより支払う。

19 その他

- （1）この競争入札を行う場合において入札者が了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第1の「入札者心得書」記載のとおりとする。ただし、第4条第8項（郵便入札禁止条項）を除く。
- （2）証明書等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。
- （3）令和2年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

S U M M A R Y

- 1 N a t u r e a n d q u a n t i t y o f t h e p r o d u c t s t o
b e p u r c h a s e d :

W h i t e k e r o s e n e (J I S K 2 2 0 3 , N o . 1)

3 5 5 , 2 0 0 l i t e r

- 2 D e l i v e r y p e r i o d :

F r o m A p r i l 1 , 2 0 2 0 t h r o u g h M a r c h 3 1 , 2 0 2 1

- 3 T i m e L i m i t f o r t e n d e r :

1 1 : 0 0 a . m . M a r c h 2 7 , 2 0 2 0

- 4 C o n t a c t p o i n t f o r t h e n o t i c e :

A O M O R I M U S E U M O F A R T

1 8 5 C h i k a n o Y a s u t a ,

A o m o r i C i t y , A o m o r i 0 3 8 - 0 0 2 1

J A P A N

T E L 0 1 7 - 7 8 3 - 5 2 4 0